

○請負契約等の公表に関する取扱要領

平成13年3月14日

決裁

(目的)

第1条 この要領は、豊明市が発注する工事、委託業務及び物品購入等の入札の執行に関して、透明性、公平性を確保し入札参加者の適正な入札を推進することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表する物件は、一般競争入札、指名競争入札及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号から第9号の規定による随意契約のものを対象とする。ただし、その他の物件で、市長が必要と認めたものについては、公表の対象とすることができる。

(公表の方法)

第3条 公表に係る書類は、入札担当課で作成し、市政情報コーナーにて公表するものとする。

(公表の内容)

第4条 公表する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事、測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計(以下「工事等」という。)の発注の見通しに関する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (4) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- (5) 一般競争入札及び指名競争入札においては、入札結果
- (6) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由及び見積徴集結果
- (7) 前6号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 工事等の契約については、予定価格の公表を行うものとする。

3 工事請負契約のうち設計金額が250万円を超えるものについては、契約

内容の公表を行うものとする。

(公表の時期)

第5条 公表する期間は、入札を執行した翌年度末日までとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月5日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月17日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月20日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月17日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月15日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。